

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案要綱

第1 気象業務法の一部改正

1 洪水の特別警報等の創設

- (1) 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれがある著しく大きい場合として降雨量その他に關し気象庁が定める基準に該当する場合には、その旨を示して、洪水についての特別警報をしなければならないものとする。(第十三条の二第一項関係)
- (2) 気象庁は、国土交通大臣が指定した海岸について高潮の特別警報をする場合において、水位の変動の状況等に関する情報を必要とするときは、国土交通大臣又は関係都道府県知事に対し、当該情報の提供を求めることができるものとする。(第十三条の二第五項関係)
- (3) 気象庁は、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川について洪水の特別警報をする場合において、水位又は流量の変動の状況等に関する情報を必要とするときは、国土交通大臣又は関係都道府県知事に対し、当該情報の提供を求めることができるものとする。(第十三条の二第六項関係)
- (4) (2) 又は (3) により、情報の提供の求めを受けた国土交通大臣又は都道府県知事は、当該情報を提供しなければならないものとする。(第十三条の二第七項関係)
- (5) 気象庁は、(4) により提供を受けた情報を活用するに当たって、特に専門的な知識を必要とする場合には、当該情報を提供した国土交通大臣又は都道府県知事の技術的助言を求めなければならないものとする。(第十三条の二第八項関係)

2 高潮の共同予報及び警報の創設

気象庁は、国土交通大臣が指定した海岸について、国土交通大臣及び都道府県知事と共同して、水位を示して高潮についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならないものとする。(第十四条の二第二項関係)

3 外国法人等が行う予報業務の許可に関する規定の整備

- (1) 外国法人等(外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。以下同じ。)は、予報業務の許可を受けようとする場合には、国内代表者又は国内代理人を定めなければならないものとする。(第十七条の二、第十八条第二項及び第十九条関係)
- (2) 気象庁長官は、予報業務の許可を受けた者の所在(外国法人等にあっては国内代表者又は国内代理人の所在)を確知できないときは、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該者から申出がないときは、その許可を取り消すことができるものとする。(第二十一条第二項関係)
- (3) 気象庁長官は、気象業務法又は同法に基づく命令若しくは处分に違反する行為を行った者の氏名等を公表することができるものとする。(第四十二条の二関係)

4 その他

その他所要の改正を行う。

第2 水防法の一部改正

1 国土交通大臣等が行う高潮予報

国土交通大臣は、高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸について、高潮のおそれがあると認められるときは、気象庁長官及び当該海岸の存する都道府県の知事と共同して、その状況を水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないものとする。

(第十一条の三関係)

2 河川管理者等による氾濫等の通報等

(1) 河川管理者等は、その管理する河川等について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を関係都道府県知事等に通報しなければならないものとする。(第二十四条の二第一項関係)

(2) (1) の通報を受けた都道府県知事等は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないものとする。(第二十四条の二第二項関係)

3 その他

その他所要の改正を行う。

第3 附則

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(附則第一条関係)
- 2 所要の経過措置を定める。
- 3 この法律の施行状況等に関する検討規定を設ける。(附則第四条関係)